

予定価格の積算内訳の事後公表に関する事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、熊本県が発注する建設工事並びに建設コンサルタント業務に係る入札契約手続きのより一層の透明性を確保するため、予定価格の積算内訳の事後公表について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「建設工事」とは、熊本県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

2 この要領において「建設コンサルタント業務」とは、熊本県が発注する測量業務、建築関係コンサルタント業務、土木関係コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務等をいう。

3 この要領において「予定価格」とは、熊本県会計規則（昭和60年規則第11号）第89条に規定する書面に記載された価格をいう。

4 この要領において「積算内訳」とは、競争入札等に付する時に定める予定価格の算出に用いた積算価格について、一定の範囲で定める項目ごとの数量、金額を明示したものをいう。金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いたものとする。

5 この要領において「事後公表」とは、積算内訳を契約の締結後に閲覧の方法で公表することをいう。

(事後公表の対象となる建設工事並びに建設コンサルタント業務)

第3条 積算内訳を事後公表する対象は、予定価格を公表する全ての建設工事並びに建設コンサルタント業務とする。

(事後公表する内容)

第4条 事後公表する内容は、書面（以下「積算内訳書」という。）の形態で表すものとする。

2 積算内訳書は、表紙と内訳書から構成し次のとおりとする。

(1) 表紙に記載する内容

ア 工事番号、工事名称

イ 工事場所

ウ 工事内容（工期、事業概要）

(2) 内訳書に記載する内容

ア 直接工事費については、設計図書である工事数量総括表に記載する工事区分、費目、各工種、種別、細別（工事費内訳書に記載する種目、科目、中科目）の名称、数量、単位、単価及び金額とする。

イ 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等については、数量、単位及び金額とする。

3 建設コンサルタント業務において、前2項第2号によりがたい場合は、設計図書として示す見積参考資料に記載する項目とする。

(事後公表の時期)

第5条 原則として、契約締結後速やかに閲覧に供するものとする。

(閲覧の期間)

第6条 事後公表の期間は、入札公告又は指名の通知をした日の属する年度及び翌年度とする。

(閲覧の場所)

第7条 積算内訳書を事後公表する場所は、本庁において契約を行うものについては県庁行政棟新館情報プラザにおいて、出先機関において契約を行うものについては当該出先機関の契約担当課とする。

(閲覧の日時)

第8条 積算内訳書を閲覧できる日は、次の各号に掲げる日を除く日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。)

2 閲覧時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、発注機関の長は、閲覧書類の整理その他必要がある場合には、その旨を閲覧場所に掲示し、臨時に休日を設けまたは閲覧時間を短縮することができるものとする。

(閲覧の条件)

第9条 積算内訳書は所定の場所で閲覧し、閲覧場所以外に持ち出すことはできない。

2 積算内訳書を汚損又は毀損してはならない。

3 積算内訳書の複写等の便宜供与は行わない。

4 閲覧に供した資料の内容に関する問い合わせには応じない。

5 前4項によりがたい場合は、熊本県情報公開条例の規定を遵守する。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

(参考様式)表紙

平成 年度

積算内訳書

工事番号(コード)		施行番号	
事業年度		事業の内容	
工事名			
工事場所			
工期			
執行機関			
工事の概要	今回設計		
			備考

